

財産形成年金預金

水沢信用金庫

平成24年7月1日現在

1.商品名(愛称)	・財産形成年金預金(財形年金預金)〈期日指定定期預金、複利型〉
2.販売対象	・財形貯蓄取扱契約先企業の勤労者で満55歳未満の方 ・お一人様1契約で、1金融機関に限ります。
3.期間、預金種類等	・積立期間5年以上です(年1回以上の預入れが必要です)。 ・年金受取開始日まで、最終預入日から6ヶ月以上5年以内の据置期間が必要です。 ・この預金は、一口の期日指定定期預金(複利型)としてお預りします。 ただし、預入日から年金元金計算日(年金支払開始日の3ヶ月前の応答日)までの期間が1年未満のときは、一口ごとに年金元金計算日を満期日とするスーパー定期預金としてお預りします。 ・積立期間および据置期間内での払戻はできません。
4.預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・給与または賞与からの天引き預入れ ・1回あたり1,000円以上 ・1円単位
5.払戻方法	・年金支払開始日は、最終預入日の6ヵ月後の応答日から5年後の応答日の属する月の翌月までの間で、かつ60歳の誕生日以後の原則として1日から28日までの間の任意の日を指定していただきます。 ・年金支払期間は、5年以上20年以内の期間にわたって3ヶ月ごとにご指定の口座に振り込みます。
6.利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利 ・この預金の利息は、預入金額ごとに、その預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの期間に応じ、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における当金庫所定の利率によって計算します。 ・個別の定期預金ごとに、満期時に一括して支払います。 ・預入ごとの預金が期日指定定期預金の場合は、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年ごとの複利計算となります。 ・預入ごとの預金がスーパー定期預金の場合は、付利単位を1円とし、年金元金計算日を満期日とした預入日から満期日の前日までの日数について1年を365日とする日割計算となります。
7.税金	・財形住宅預金・財形年金預金と合算で、550万円を限度として非課税とすることができます。
8.手数料	—
9.付加できる特約事項	—
10.中途解約時の取扱い	・預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合 預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、別表の⑥の預入期間に応じた期限前解約利率によって1年複利の方法により計算します。 ・預入金額ごとの預金がスーパー定期預金の場合 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について、別表の④の預入期間に応じた期限前解約利率によって計算します。 ・年金支払以外(預金者の死亡、重度障害による払出しの場合を除く。)に解約する場合は、支払時の利息について非課税の適用が受けられなくなるとともに、既に非課税として支払われた利息について5年間にわたり遡及して20%(国税15%、地方税5%)の税率により計算した税額を徴求します。 (平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。)

11.金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12.苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9時～17時、電話:0197-23-2498、FAX:0197-25-7073)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記 総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。 また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13.その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して、1,000万円までとその利息が保護されます。)